

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。
これより令和6年度 第8回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第10番
梅田委員さん、第11番 石川委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

10月25日 前回の全員協議会の後、第2回臨時の土地部会が開催
され、加藤会長、石川職務代理、土地部会の会員の皆さまにご出席を
いただきました。10月28日から29日 令和6年度農業委員会会長研
究集会、農業会議が主催する研究集会が大阪で行われまして、加藤会長
にご出席をいただきました。美濃市の農業委員会の話を聞いたり、八尾
市の生産緑地の見学等に行っていました。10月31日 地域計画
第1回の協議の場を設けさせていただきました。午前中に今井地区、午
後に小曾木、富岡地区を市役所会議室で行いまして、加藤会長、石川職
務代理、町田委員さん、影山委員さん、新井委員さん、宿谷委員さん
にご出席をいただきました。11月9日から10日 三田地区、梅郷地区、
小曾木地区、成木地区、22日から23日 JA西東京の農作物の共進
会が行われました。各地区の担当委員さんにご出席をいただきました。
11月19日 第2回東京都農業会議の臨時総会、その後、第2回の事
業推進協議会が開催されました。こちらの第2回臨時総会におきまして
加藤会長が農業会議の理事に就任されました。これから毎月理事として
常設審議委員になられたので、これからご負担が増えると思いますがよ
ろしくお願いします。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」
4件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅の南側に位置しています。そこにはイチジクが3本、柿が5本植えられており、下草は適正な管理がされておりました。

地番は野鳥の為の防護ネットが張られており、ブルーベリーがおおよそ100本程度植えられています。適正な管理がされておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号2番について、石川委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号2番について説明します。

10月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は自宅の隣にある南北に長い畑です。北側には、切り花用の花が植えられていました。残りの場所は、ショウガ、ジャガイモ、サトイモ、大根、ブロッコリー等が作付けされておりました。作付け数が少なかったのですが、苗を植えた直後に雨が強く降って苗が流されたり、暑さで今年は大変だったと言っておりました。草取りもしてあり良好に管理され

ていることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、町田委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号3番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅の北側にある畑で、栗が21本植えてあり、下草の除草も出来ており適正に管理されておりました。

地番は自宅の東側ですが、梅が5本、柿4本が植えられていました。

地番は自宅に入る道路の西側にありまして、ジャガイモ、サトイモ、トマトが植えてありましたが収穫されておりました。

地番は自宅に入る手前の道路の南側にありまして、お茶が8割植えてあり、他にはブルーベリーが7本、ネギ1列植えてありました。下草は刈ってあり良好に管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について、鈴木委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号4番について説明します。

11月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

委員

地番、地目畑、面積

地番は草刈りを月に一度行っておりまして、よく管理されております。柿2本、梅6本が植えてあり、面積に比べると植えてあるものが少ないので梅、もしくは柑橘類等をこれから植え付けるようお願いをいたしました。よろしくご審議お願いします。

議員

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。なお整理番号1番については石川委員さんに関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、石川委員さんには退席いただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

整理番号1番の審議が終了しましたので、石川委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」5件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

事務局

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜・ハーブを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月14日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号2番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、

事務局

農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月11日に高山委員、川口委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号3番

譲渡人の さん さんから譲受人の さんへの売買
契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地

事務局

域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月18日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号4番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

事務局

なお、現地調査でございますが、11月11日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号5番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙3》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月15日に東京都で行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号6番 新井です。

整理番号1番について説明します。

11月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

さんは皆さんご存じの通り新規就農の方で、もともとさんがやっていた畑を引き継ぐこととなります。気になったことは6筆の境界線がわかっていないということなので、事務局に指導するように

お願いしました。現地は耕作されていますので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、川口委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号2番について説明します。

11月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

地番は、真ん中に柿の木がありまして、周りが草が生えていて管理不十分でした。契約が済んだら徐々にきれいにしていくということでした。

地番は作物は何も作っていない状態で耕耘されていました。

地番は一部分草が多いなというところがありましたが、どうにか畑になるのではないかなと思いました。裏に家を買って、当人はやる気満々です。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3・4番について、宿谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の宿谷です。

整理番号3番について説明します。

11月18日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

譲受人は岐阜県岐阜市の方で、仕事で新宿へ来ているそうです。家と畑の土地を一緒に購入しました。購入したばかりで畑には草があるところもありますが、来年4月までには引っ越しをして、本格的に露地野菜を作っていくとのことでした。よろしくご審議お願いします。

整理番号4番について説明します。

11月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

委員

地番はホウレン草、大根、ニラ、タマネギ、エゴマ、スナップエンドウを作っていました。しっかり管理されており問題ありませんでした。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号5番については担当委員さんからの補足説明はございません。

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみでの判断で非農地の証明を行うことができます。

事務局

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第4号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の天野委員と行き、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、天野委員さんが欠席の為、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

整理番号1番について説明します。

11月11日 事務局2名と現地調査を行いました。

現地に関しましては山林の様相を呈しており、非農地証明として証明することを問題ないでしょうということで意見をいただいております。

議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件を御説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは「整理番号1番について」御説明いたします。

配りしております議案5号別紙1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

事務局

次に議案第5号別紙2および3を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月21日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

次に《整理番号2番について》御説明いたします。

配りしております議案5号別紙4をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に議案第5号別紙5を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第5号別紙6を御覧ください。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月11日に川口委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを

確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

整理番号1番2番については以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

事務局の説明の通りです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

議案第6号 青梅市農業振興地域整備計画の変更について事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号 青梅市農業振興地域整備計画の変更についてに対する意見について 1 件をご説明させていただきます。

本案件につきましては、青梅市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定に基づき、議案第 6 号の別紙 1 からご説明させていただきます。

議案第 6 号 別紙 1 のとおり、青梅市長より意見をもとめられましたので提案させていただきます。

本案件は青梅市農業振興整備計画の計画を変更するもので、変更の内容についてご説明いたします。

議案第 6 号 別紙 1 につきましては、青梅市から農業委員会への意見聴取の依頼分になります。

議案第 6 号 別紙 2 をご覧ください。

こちらにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律の概要となっております。参考にご覧のください。

議案第 6 号 別紙 3、変更内容についてご説明いたします。

こちらの議案第 6 号別紙 3 にあるとおり、青梅市農業振興地域整備計画変更申出書をご覧ください。今回の申請では、一道の拡幅にかかる農用地の除外申請になります。変更の理由といたしましては、本申請地に隣接する青梅市道準 8 号線は、生活道路であるが道路幅員が狭く、通行者の安全が脅かされています。また緊急車両等が侵入できないため、当該地周辺の市民からも道路拡幅の要望が行われています。

つきましては、道路の拡幅工事を行い、近隣住民の安全を確保するため、本申請地を青梅市農業振興地域整備計画から除外する申し出に至りました。なお、市の道路管理の担当課も本案件について了解しており、市が道路として整備を行うことになっております。こちらが申請地の理由となります。

こちらの土地を選定した経緯と転用の必要については、申出書の理由のとおりになります。

事務局

議案第6号 別紙4をご覧ください。

こちらは青梅市から東京都に対して農業振興地域整備計画の変更にかかる事前協議書について依頼の方、紹介の方をさせていただき、東京都より11月19日付で回答があった旨のものになります。見解といたしましては、番号1から4番の筆について申請に至った理由、状況を考慮すると変更はやむを得ないとの見解とこのことです。市道事項につきましては、東京都からの市道事項については特にございませぬ。

議案第6号 別紙5をご覧ください。

こちらが農業振興地域整備計画の変更にかかる事前協議書の市から東京都に対しての事前申出書になります。こちらを東京都に提出をいたしまして、先ほどの事前協議書の回答を得られた形になります。

議案第6号 別紙6をご覧ください。

こちらは先ほど意見書で説明させていただきました、理由の中にある要望書になります。平成28年の3月吉日に提出をしていただきました。要望の理由といたしましては、上記の市道準8号線拡幅整備事業は、木下地区から整備に向けて取り組んでいただいていたのですが、東京都の霞川側拡幅整備事業ならびに五反田橋架替事業の進展が遅れているため、準8号線拡幅整備事業を進めるうえで、必要な沿道地権者の事業承諾書は、霞川側については約200mほどの区間であります。今寺地区水田に面した両沿道の地権者のみでありました。五反田橋架替事業が28年度進捗することとなり、関連する準8号線の整備も進捗されることと存じますので、危険な道路がボトルネック状態で整備されることのないよう、全線区間の沿道地権者に承諾書をいただく努力をしてまいりました。

この度改めて実施に向けて早期に全面的な計画に取り組んでいただくべく要望する次第です。という形で地元の方から要望をいただきまして、今回の工事にいたった形であります。

議案第6号 別紙7をご覧ください。

こちらが当該地の公図になります。薄く塗られている部分が農用地に

事務局

なります。黒く太く色づけされているところが今回除外をして道路として拡幅する箇所になります。場所は4筆でして18号線の道路際の4カ所になります。

議案第6号 別紙8をご覧ください。

こちらが青梅市内の当該地の地図となっておりますので参考になさってください。

議案第6号 別紙9をご覧ください。

こちらが土地利用計画図となっており、事務局及び青梅市の道路管理の担当課、東京都による現地調査において計画については適当であると判断させていただきました。こちらも適宜ご参考にしてください。

議案第6号 別紙10をご覧ください。

こちらが当該図の案内図になります。

当該地は今寺、藤橋水田の西側、霞川側の南側になります。斜線付けをさせていただいた4筆の一部を今回農振除外として除外をさせていただきます。

議案第6号 別紙11をご覧ください。

こちらが当該地の写真になります。赤い線でひかれているところが今回農用地を除外して準8号線として道路を拡幅する場所になります。赤い線の内側が道路を拡幅して農振除外をする形になります。

以上について今回の申請で農用地の一部を除外することになりますが、道路幅員を拡幅することで当該地周辺の通行者及び住民等の安全が確保されると考えられるため今回の変更はやむを得ないと考えます。

事務局といたしましては、今回の変更はやむを得ないものとして当委員会からの意見といたしまして議案6号別紙12のとおり、農業委員会からは「支障ありません」という形で事務局案をご提示しております。

なお今後のスケジュールにつきましては、今日農業委員会を経た後、後日予定される青梅市農業振興地域整備促進協議会に付議される予定で

す。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページから2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で3ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、14件で4ページから5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時40分から開会いたします。